

大通達甲（生企）第10号  
令和8年5月29日

|      |        |
|------|--------|
| 簿冊名  | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年     |

生活安全部生活安全企画課長  
生活安全部生活安全捜査課長 殿  
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準について（通達）

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）の解釈基準については、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準の改正について」（令和5年8月18日付け大通達甲（人少）第20号）に基づき実施しているところであるが、この度、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和8年国家公安委員会規則第6号）の施行等に伴い、別添のとおり「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準」を改正したので、適切な解釈を図られたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（生活安全企画課営業係）

## 別添

### インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「施行令」という。）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「施行規則」という。）の解釈基準は、次のとおりとする。

## 目次

- 第1 目的（法第1条関係）
- 第2 定義（法第2条関係）
- 第3 インターネット異性紹介事業者等の責務（法第3条関係）
- 第4 保護者の責務（法第4条関係）
- 第5 国及び地方公共団体の責務（法第5条関係）
- 第6 児童に係る誘引の禁止（法第6条関係）
- 第7 インターネット異性紹介事業の届出（法第7条関係）
- 第8 欠格事由（法第8条関係）
- 第9 名義貸しの禁止（法第9条関係）
- 第10 利用の禁止の明示等（法第10条関係）
- 第11 児童でないことの確認（法第11条関係）
- 第12 児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置（法第12条関係）
- 第13 指示（法第13条及び第15条第2項第1号関係）
- 第14 事業の停止等（法第14条及び第15条第2項第2号関係）
- 第15 処分移送通知（法第15条関係）
- 第16 報告又は資料の提出（法第16条関係）
- 第17 国家公安委員会への報告等（法第17条関係）
- 第18 登録誘引情報提供機関の登録（法第18条関係）
- 第19 表示の制限（法第19条関係）
- 第20 情報提供（法第20条関係）
- 第21 誘引情報提供業務の方法（法第21条関係）
- 第22 秘密保持義務（法第22条関係）
- 第23 業務の休廃止（法第23条関係）
- 第24 改善命令（法第24条関係）
- 第25 登録の取消し（法第25条関係）

第26 報告又は資料の提出（法第26条関係）

第27 公示等（法第27条関係）

第28 方面公安委員会への権限の委任（法第28条及び施行令第2条関係）

## 第1 目的（法第1条関係）

法の目的は、「インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資すること」である。

このような法の目的を実現するため、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の禁止（法第6条）、インターネット異性紹介事業についての必要な規制（法第7条から第17条まで）等を定めている。

よって、法の各規定は、法第1条の目的に沿って理解されなければならない。

## 第2 定義（法第2条関係）

### 1 「児童」の定義（第1号関係）

「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

なお、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）等においても、18歳に満たない者を「児童」として保護の対象としている。

### 2 「インターネット異性紹介事業」の定義（第2号関係）

「インターネット異性紹介事業」とは、次のアからエまでの全ての要件を満たすものをいい、いかなる目的を標ぼうするサービスであっても、当該要件の該当性により、インターネット異性紹介事業に該当するか否かを判断することとなる。

ア 面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者）の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報をウェブサイト（アプリケーションソフトウェアを含む。以下「サイト等」という。）に掲載するサービスを提供していること。

イ 異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。

ウ サイト等に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者とサイト等内のメッセージ機能等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスであること。

エ 有償又は無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

よって、例えば「結婚相談サイト」や「SNS」のような、一見してインターネット異性紹介事業に該当しないような業態を標ぼうするサイト等であっても、当該要件に該当すれば「インターネット異性紹介事業」に該当する。

(1) 「異性交際」とは、面識のない異性との男女の性に着目した交際、すなわち相手方が男であること又は女であることへの関心が重要な要素となっている感情に基づく交際をいい、性交等を目的とする交際に限られない。

よって、男女の性以外の要素に着目した交際であれば、「異性交際」に当たらない。

- (2) 「面識のない」とは、インターネット異性紹介事業をきっかけとして知り合うまで顔見知りでなかった、見ず知らずの関係であることをいう。

電子メールの交換をしているだけでは、相手方がどのような人物であるか分からず、相手方が男であるか女であるかも実際には分からないのであり、このような段階では、面識があるとはいえない。

他方、顔見知りである者のみを対象としてサービスを提供しているサイト等は、インターネット異性紹介事業に該当しない。

- (3) 「交際」とは、付き合い、交わりのことであり、他人と知り合い、交流する行為全般をいう。直接対面する付き合いのほか、電話、手紙、電子メール等の手段による会話及び文通もこれに該当する。

よって、直接会うことを禁止しているサービスであっても、サイト等の運営方針として異性交際希望者を対象としたサービスを提供している場合は、「インターネット異性紹介事業」に該当する。

- (4) 「異性交際を希望する者の求めに応じ」とは、事業を行う者が、その「運営方針」として、異性交際を希望する者の需要に応じて、すなわち異性交際を希望する者を対象としてサービスを提供するという意味であり、個々の利用者が実際にどのような意図をもって当該事業を利用しているかにはよらない。

事業を行う者の「運営方針」は、

- 事業を行う者が示している規約、サイト等名その他利用案内、告知等のサイト等上の記載等
  - サイト等のシステム（例えば、書き込みをした者の性別を表示する機能の有無等）
  - 利用者の規約等違反行為に対する事業を行う者の措置
- 等の事項から判断することとなる。

なお、異性交際目的での利用を禁ずる規約等に反して利用者が異性交際目的で利用している実態がある場合でも、事業を行う者が異性交際を求める書き込みの削除や書き込んだ者の利用停止措置を行っていれば、当該事業は、基本的には「インターネット異性紹介事業」に該当しないが、当該書き込みを知らず放置するなど、事業を行う者がその実態を許容していると認められるときは、「インターネット異性紹介事業」に該当する場合がある。

例えば、「恋愛や悩み相談」、「異性交際を目的とせず、男女の別を明示せず友達を募集」、「同じ趣味の仲間募集や情報交換のために、面識のない異性の相手と交流を行う」等を標ぼうしていたとしても、異性交際を求める書き込みを知らず放置するなどサイト等開設者がその利用実態を許容していると認められるときは、「インターネット異性紹介事業」に該当する場合がある。

- (5) 「異性交際に関する情報」とは、異性交際希望者が不特定多数の異性の注目を集めるために記載する、自己に関する情報、交際を希望する相手の条件に関する情報、交際の方法（電話番号等の連絡方法に関する情報並びに実際に会うための日時及び場

所に関する情報等)に関する情報等をいう。

- (6) 「公衆が閲覧することができる状態に置」くとは、異性交際に関する情報をウェブサーバ等に記録させ、不特定又は多数の者がインターネットを通じて当該情報を閲覧できる状態にすることをいう。

なお、定期的・定量的に異性交際に関する情報が配信される場合も、配信の頻度や一回の閲覧量に制限はあるものの、不特定又は多数の者の情報を閲覧し得ること、また、不特定又は多数の者に情報を閲覧され得ることから、「公衆が閲覧することができる状態に置」くに該当する。例えば、異性交際希望者が、希望条件をサイト等上で入力し、当該希望条件に合致した相手の情報が自動的に当該異性交際希望者に配信されるような場合も、その頻度にかかわらず、これに該当する。

また、会員制であっても、不特定又は多数の者が会員となり利用することができるサイト等であれば、「公衆が閲覧することができる」に該当する。

- (7) 「伝達し」とは、ウェブサーバ等に記録させた情報を、これを閲覧しようとする者にインターネットを通じて取得させる行為をいう。これにより、閲覧しようとする者は、現実にその情報をブラウザ等によって視覚により認識することができる状態となる。

- (8) 「その他の電気通信」とは、電子メールと同様に相互に連絡する機能を有する電気通信手段をいう。

- (9) 「相互に連絡することができるようにする役務」とは、他人が書き込んだ「異性交際に関する情報」を閲覧した異性交際希望者（以下「閲覧者」という。）が当該情報を書き込んだ異性交際希望者（以下「書込者」という。）に反応(好意のリアクションを示す機能（「いいね」ボタンの押下等）等の文字情報の送信以外の手段を含む。）することをきっかけとして閲覧者と書込者が相互に連絡することができるようになる機能を利用することにより、1対1の連絡（文字情報の送信以外の手段を含み、また、インターネット異性紹介事業者が介在する場合を含む。以下同じ。）ができるようにすることをいう。

インターネット異性紹介事業者が介在する具体的な方法としては、

- 返信ボタンをクリックさせるなどして、事業を行う者が電子メールを中継する
  - 閲覧者側の端末機器に書込者の電子メールアドレスを通知するとともに、その電子メールソフトを立ち上げて、電子メールを送信できる状態にさせる
- などがあり、これらの場合は「相互に連絡することができるようにする役務」を提供していると認められるが、
- 閲覧者と書込者が、それぞれ（又はどちらか一方が）インターネット異性紹介事業者に連絡して面会の日程調整を依頼するなど、直接1対1の連絡を取ることができないようにしている

という場合は、「相互に連絡することができるようにする役務」を提供しているとは認められない。

なお、インターネット異性紹介事業者がインターネット上の空間に2人しか入れない仮想の「個室」を設け、そこに入った2人の間だけで1対1のやり取りを可能にすることは、「相互に連絡することができるようにする役務」を提供していると認められるが、公開された場でのチャットや、いわゆるレス方式（サイト等上で、書き込まれた情報に対する返答や意見が順次記載されていく方式）については、当事者間の1対1の通信ではないことから「相互に連絡することができるようにする役務」を提供していると認められず、さらに、書込者が公開された場での書き込みの中に勝手に電子メールアドレスを記載した場合も認められない。

- (10) 「事業」とは、反復継続的に行われるという意味であり、営利目的であるか否かは問わない。したがって、利用者から料金を徴収していないもの、広告収入等を得ていないもの又は個人の趣味で運営しているものであっても、「事業」に該当し得る。

### 3 「インターネット異性紹介事業者」の定義（第3号関係）

個人又は団体を問わず、団体にあつては法人格の有無を問わず、更には届出の有無を問わず、インターネット異性紹介事業を行う者をいう。

また、例えば、A会社がサイト等の運営を、B会社が顧客管理をそれぞれ担当し、両社が共同してインターネット異性紹介事業を行っている場合、共同して行う事業が全体としてインターネット異性紹介事業に該当することから、両社ともに「インターネット異性紹介事業者」に該当する。

なお、レンタルサーバ業者は、通常、インターネット異性紹介事業者に対して電気通信役務を提供しているにとどまることから、インターネット異性紹介事業者と共同してインターネット異性紹介事業を行う意思を有しない限り、法第3条第2項の「インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務（電気通信事業法第2条第3項に規定する電気通信役務をいう。）を提供する事業者」に該当し、「インターネット異性紹介事業者」には該当しない。

### 4 「登録誘引情報提供機関」の定義（第4号関係）

法第18条第1項の登録を受けた者をいう。

## 第3 インターネット異性紹介事業者等の責務（法第3条関係）

### 1 第1項関係

「この法律」とは法のことであり、「その他の法令の規定」とは、法を始めとする法令一般の規定という意味である。

「児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努め」とは、例えば、インターネット異性紹介事業者が、利用者が児童であることを認知した場合に、当該利用者の利用を停止させることに努めること等が想定される。

### 2 第2項関係

- (1) 「インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務（電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する事業者」とは、インターネット異性紹介事業そのものの成立に不可欠な電気通信役務を提供する事業者をいい、具体的に

は、

○ インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」という。）

○ ISPとしての携帯電話会社

○ レンタルサーバ業者

等が挙げられる。

(2) 「児童の使用に係る」とは、児童が現に使用するものをいう。

(3) 「通信端末機器」とは、インターネットにアクセスすることができる機能を有する携帯電話、パソコン等が想定される。当該機能を有していれば、ゲーム機等であっても「通信端末機器」に該当する。

(4) 「電気通信の自動利用制限（電気通信を自動的に選別して制限することをいう。）を行う役務」とは、ISPが自らのサーバ等でフィルタリングを行うサービス等をいう。

(5) 「当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェア」とは、利用者のパソコン等にインストールしてフィルタリングを行うソフトウェアをいう。

(6) 「その他の措置」とは、フィルタリング・サービス又はフィルタリング・ソフトウェアの提供のほか、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する措置をいう。例えば、

○ ISPが、契約者に対してフィルタリングの利用を推奨すること

○ ISPやレンタルサーバ業者が、契約しているインターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）が法を遵守せず、児童による利用及び児童被害が多発している場合には、当該事業者との契約を解除すること

等が想定される。

### 3 第3項関係

「児童の健全な育成に配慮する」とは、およそ児童の健全な育成に資する取組が広く含まれるが、例えば、事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し、児童の性の商品化をあおるような宣伝文句を使用しないことや、ISPやレンタルサーバ管理者が、事業者と役務提供の契約をするに当たって、

○ 事業者が法第6条に規定する禁止誘引行為に該当する書き込みを放置しないこと等、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に努めることを契約内容に盛り込むこと

○ 児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に努めない事業者との契約を解除することができるよう約款を整備すること

等が想定される。

### 第4 保護者の責務（法第4条関係）

「児童の使用に係る」、「通信端末機器」、「電気通信の自動利用制限を行う役務」及び「当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェア」については、前記第3の2を参照すること。

「その他の児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置」とは、例えば、フィルタリング・サービスの利用のほか、児童によるインターネット異性紹介事業の利用は危険であり、かつ、法律で認められていないということを児童に教育すること等が想定される。

## 第5 国及び地方公共団体の責務（法第5条関係）

### 1 第1項関係

(1) 「児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発」とは、例えば、

- インターネットリテラシー（インターネットを正しく理解し、正しく利用できる能力をいう。）を向上させるため、学校教育における副読本を作成すること
- インターネット異性紹介事業を利用した児童の犯罪被害の実態に関する広報啓発資料を作成し、インターネット異性紹介事業の危険性について、非行防止教室等において周知すること

等が想定される。

(2) 「児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する技術」としては、フィルタリング技術、禁止誘引行為に係る情報を自動的に検出する技術等が想定される。

### 2 第2項関係

(1) 「事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体」とは、犯罪の防止、児童の保護、児童の健全育成等を目的とするボランティア団体のほか、インターネット関係のいわゆる業界団体を指す。

(2) 「自発的に行うインターネット異性紹介事業に係る活動であって、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのもの」とは、具体的には、

- 犯罪の防止等を目的とするボランティア団体が行う広報啓発活動やインターネット上のサイバーパトロール
- インターネット関係団体による利用者に対する広報啓発活動や業界の自主規制（モデル約款の制定等）

等がある。

(3) 「必要な施策を講ずる」とは、ボランティア団体等に対して、例えば、

- 保護者及び児童に対する広報啓発活動のためのパンフレットの作成の監修及び助成
- インターネット異性紹介事業に係る犯罪の実態についての情報提供
- サイバーパトロール時の着眼点等に関する情報提供
- サイバーパトロールにより禁止誘引行為を発見した際の措置に関する指導等の支援を行うことが想定される。

## 第6 児童に係る誘引の禁止（法第6条関係）

### 1 総論



- (1) 「何人」には、児童も含まれる。
- (2) 「インターネット異性紹介事業を利用して」とは、事業者が提供するサービスを用いて異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達することをいう。

よって、例えば、閲覧者が書込者に対し、禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報を内容とする電子メールを送ったとしても、事業者が提供するサービスは用いられていないことから、「インターネット異性紹介事業を利用し」たこととはならない。
- (3) 客観的に見て禁止誘引行為をしたと評価できる者が、実際に児童を性交等の相手方とするなどの意思があったか否かは、禁止誘引行為の犯罪の成立には無関係である。したがって、実際の交際を想定していない、いわゆる「サクラ行為」であっても禁止誘引行為に該当する。
- (4) 性交等に関する文言（「H」、「セフレ」等）や対償に関する文言（「2万」、「¥3」等）を含まない場合でも、「遊びませんか」、「カラオケに行きませんか」等、単に児童に関して異性交際の誘引を行えば、禁止誘引行為に該当するが罰則の対象とはされていない（法第6条第5号）。

## 2 各号関係

- (1) 「性交等」とは、性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいい、同性愛行為を含まない。
- (2) 「性交類似行為」とは、実質的に性交と同じような態様の性的行為をいい、例えば、異性間の性交とその態様を同じくする状況下における又は性交等を模して行われる手淫、口淫行為等をいう。
- (3) 「誘引」とは、相手方に直接身をさらすことなく、自己の意思を間接的に表示して誘い掛け、相手方となる者の申込みを待つ行為をいい、売春防止法（昭和31年法律第118号）第5条第3号及び第6条第2項第3号の「誘引」と同義である。

通常、インターネット異性紹介事業のサイト等においてプロフィールを書き込む行為は異性交際が目的であると考えられ、また、プロフィールを掲載した利用者に対して他の利用者が電子メール等を送信することも想定されるため、メッセージの掲載の有無によらず、プロフィールを書き込む行為のみをもって「誘引」に該当する。
- (4) 「対償」とは、現金のみならず、衣服、バッグ、時計等の物品その他の財産上の利益をいう。児童が異性交際の相手方となる際の動機付けになる程度の具体性を持っていることは必要であるが、単に経済的価値の多寡によって決められるのではなく、児童が異性交際をする動機付けになる程度の因果性を有していることをその本質とする。

## 第7 インターネット異性紹介事業の届出（法第7条関係）

### 1 第1項関係

- (1) インターネット異性紹介事業の届出は、当該事業を「行おうとする者」ごとに行う

こととなる。したがって、事業者が複数の呼称やURLを用いてインターネット異性紹介事業に該当するサイト等を開設している場合であっても、当該事業を行う者が同一の主体である限り、これらの事業を全体として一の事業として、当該一の事業について届出をすることとなる。

- (2) 「国家公安委員会規則で定めるところにより」とは、届出について、
- ア 事業開始届出書（施行規則別記様式第1号）を提出することにより行うこと
  - イ 事業開始届出書を事業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署長を経由して都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出すること
  - ウ 事業を開始しようとする日の前日までに1通の事業開始届出書を提出することである（施行規則第1条第1項及び第2項）。
- (3) 「事務所」とは、日本標準産業分類に定義付けられる「事業所」と同義で、名称のいかんを問わず、当該インターネット異性紹介事業の事業活動の中心である一定の場所をいう。事務所が複数ある場合は、それらのうち中枢となる事務所が「事業の本拠となる事務所」に当たる。

したがって、事務所が複数ある場合であっても、事業の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会にのみ届け出ればよい。「事務所」といえる場所がないときは、当該事業を行う者の住居がこれに代わることとなる。

事業の「本拠」とは、日本国内における事業活動の中枢となる拠点を指すことから、海外に本社等を有する事業者が日本国内における事業活動（サイト等のメンテナンス等を含む。）の中枢となる拠点を設けて事業を行っている場合は、当該拠点の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要がある。また、事業者が海外のサーバを利用して事業を行っている場合であっても、事業者が国内に所在する場合は、法の規制の対象となるので、事業の本拠となる事務所又は住居の所在地を管轄する公安委員会（以下「管轄公安委員会」という。）に届出をする必要がある。

- (4) 届出に添付しなければならないものとして「国家公安委員会規則で定める書類」とは、
- ア インターネット異性紹介事業を行おうとする者が個人である場合は、住民票の写し（届出者の本籍記載のものに限る。）、届出者が欠格事由（法第8条）に該当していないことを誓約する書面等
  - イ インターネット異性紹介事業を行おうとする者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書、役員に係る住民票の写し（役員の本籍記載のものに限る。）、欠格事由（児童であることを除く。）に該当していないことを誓約する書面等
  - ウ ISP、レンタル掲示板の運営者等から当該ウェブページのURLの割当てを受けた際の通知書の写し等、インターネット異性紹介事業のURLを使用する権限のあることを疎明する資料
- 等である（施行規則第1条第3項）。

- (5) 届出に際しては、記載漏れの有無、添付書類の有無等の確認を行い、形式上の要件

に適合した届出を行う必要がある。

また、形式上の要件に適合した届出が提出先とされている警察署に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとなるが（行政手続法（平成5年法律第88号）第37条）、届出は事業者が欠格事由に該当していないことを証明するものではないため、届出の後、事業者が欠格事由に該当することが判明した場合には、法第14条第2項に基づく事業廃止命令の対象となる。

なお、届出が形式上の要件に適合していない場合は、当該届出によって届出義務が履行されたことにはならない。

(6) 第1号中「代表者」とは、会社であれば代表取締役等、地方公共団体であれば首長がこれに当たる。

(7) 第2号中「呼称」とは、インターネット異性紹介事業につき広告及び宣伝をする際に使用する呼び名のことであり、一般にサイト等名がこれに当たる。

「当該呼称が二以上ある場合にあっては、それら全部の呼称」とは、前記(1)において言及したように、一の事業者が複数のサイト等を運営している場合であって、当該複数のサイトについてそれぞれの呼称を使用するときに、その全部の呼称について届出が必要という意味である。ここでいう複数のサイト等とは、異なる内容のサイト等を複数運営している場合のみならず、同一の情報を掲載しているサイト等について、複数の呼称又はURLを付している場合を含む。

(8) 第4号中「連絡先であって国家公安委員会規則で定めるもの」とは、

ア 事業の本拠となる事務所の電話番号

イ 事業の本拠となる事務所の電子メールアドレス

である（施行規則第1条第4項）。

(9) 第5号中「役員」とは、一般的な法令用語としての役員のことであり、法人の機関として業務の執行又は監督を行う機能を有する者の総称である。例えば、株式会社等の取締役・監査役、持分会社の業務を執行する社員等、地方公共団体の首長（知事、市長等）・副首長（副知事、副市長等）を指す。

(10) 第6号中「その他の業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの」とは、

ア 法第11条の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認の実施の方法として、施行規則第5条に規定するいずれの方法により確認を実施しているかに関する事項

イ インターネット異性紹介事業のURL

等である（施行規則第1条第5項）。

## 2 第2項関係

(1) 「当該インターネット異性紹介事業」とは、法第7条第1項の規定に基づく届出に係るインターネット異性紹介事業をいう。

なお、「インターネット異性紹介事業を廃止したとき」には、自ら進んでインター

ネット異性紹介事業を廃止した場合のほか、法第14条第2項の規定による事業の廃止命令を受けて廃止した場合も含まれる。

- (2) 事業者が、公安委員会の管轄区域を異にして事業の本拠となる事務所を変更したときは、届出事項変更届出書（施行規則別記様式第3号）の提出は、変更後の事業の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会（以下「新管轄公安委員会」という。）に対して行わなければならない。
- (3) 「国家公安委員会規則で定めるところにより」とは、届出について、
- ア インターネット異性紹介事業を廃止したときは、事業廃止届出書（施行規則別記様式第2号）により、届出事項に変更があったときは届出事項変更届出書により行うこと
  - イ 事業廃止届出書又は届出事項変更届出書は、事業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すること
  - ウ インターネット異性紹介事業の廃止又は届出事項の変更の日から、原則として14日以内に、1通の事業廃止届出書又は届出事項変更届出書を提出することである（施行規則第2条第1項及び第2項）。
- (4) 届出に添付しなければならないものとして「国家公安委員会規則で定める書類」とは、届出事項に変更があった場合の届出について、前記1(4)に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものである（施行規則第2条第3項）。

## 第8 欠格事由（法第8条関係）

### 1 第1号関係

「破産手続開始の決定を受け」た者とは、債務者であって、裁判所により破産手続開始の決定がされているものをいい（破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項）、破産者ともいう。また、「復権を得ない者」とは、免責許可の決定の確定、破産手続廃止の決定の確定等による復権を得ていない者をいう（破産法第255条第1項及び第256条第1項）。

### 2 第2号関係

- (1) 「刑に処せられ」とは、刑の言渡しに係る裁判が確定することをいう。
- (2) 法第8条第2号に該当する者は、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法、刑法（明治40年法律第45号）第182条、児童福祉法第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）（以下「法に規定する罪等」という。）を犯して罰金以上の刑に処せられた者であって、次に当たるものである。
- ア 刑の言渡しに係る裁判が確定したが刑の執行がなされていない者（執行猶予中の者を含む。）
  - イ 刑の執行中である者

ウ 刑の執行が終わった日から起算して5年を経過しない者

エ 刑の言渡しに係る裁判が確定した後に刑の執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(3) 「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮釈放された者は、仮釈放期間が終了したときに刑の執行を受け終わったこととなる。

(4) 「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効が完成することや恩赦により刑の免除を受けることをいう。

(5) 執行猶予期間が満了した場合又は大赦若しくは特赦の場合は、刑の言渡し自体が効力を失うので、その時点で、「刑に処せられ」た者ではなくなり、本号に該当しなくなる。

### 3 第3号関係

「命令に違反した」とは、違反した事実があれば足り、法第31条の規定により処罰されたか否かは問わない。

### 4 第4号関係

「暴力団員」とは、暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）の構成員をいう（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）。

### 5 第5号関係

「心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの」とは、施行規則第2条の2に規定する「精神機能の障害によりインターネット異性紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」をいう（施行規則第2条の2）。

### 6 第6号関係

「未成年者」とは、18歳に満たない者をいう。

### 7 第7号関係

(1) 「役員」については、前記第7の1(9)を参照すること。

(2) 役員のうちに児童が含まれるものは、インターネット異性紹介事業を行うことができない。

## 第9 名義貸しの禁止（法第9条関係）

法第9条は、届出をしていない者に名義を貸すことのみならず、届出をしている者に名義を貸すことも禁じた規定である。

また、届出をした者が自らはインターネット異性紹介事業を行わずに他人に名義を貸した場合に限らず、届出をした者が自己の名義でインターネット異性紹介事業を行いつつ、他人に名義を貸した場合にも、本条違反が成立する。

## 第10 利用の禁止の明示等（法第10条関係）

### 1 第1項関係

- (1) 「広告又は宣伝」とは、インターネット上におけるバナー広告、雑誌での広告、チラシ、立て看板、電子メール広告、街頭宣伝等その手段については問わないが、事業者自らの意思に基づいてその事業について行うものに限られ、他人が勝手にリンクを貼って広告又は宣伝をするような行為は本条の対象には含まれない。
- (2) 自己の行うインターネット異性紹介事業に関するバナー広告を他人に自由に使用させるために提供する行為だけでは広告又は宣伝とはいえないが、当該バナー広告を他人がインターネット上で表示して公衆が閲覧できるようにした時点で自らの意思によりその行う事業の広告又は宣伝を行っていることとなる。
- (3) 「国家公安委員会規則で定めるところにより」とは、施行規則第3条に規定しておりである。このうち、施行規則第3条第1号の「児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言」としては、例えば、「18歳未満の方はこのサイトを利用できません。」、「18歳未満利用禁止」、「18禁」等が想定される。

他方、「成人向け」、「大人専用」等の文言は、児童が「インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨」を理解できる程度に明らかになっているとはいえない。

また、広告又は宣伝を電子メールにより行う場合は、当該電子メールの表題部に「18禁」その他の児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を表示する必要がある。児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨が明らかでない場合は、義務を履行したとはいえない（施行規則第3条第2号）。

なお、音声付き動画広告等、画像と音声を併せ用いて広告又は宣伝を行う場合は、画像部分が施行規則第3条第1号に掲げる場合に該当するか否か及び音声部分が同条第3号に掲げる場合に該当するか否かを別個に検討した上で、それぞれの号の適用を判断する必要がある。

## 2 第2項関係

- (1) 「伝達」とは、サイト等上において表示するなど、利用しようとする者が認識することができる状態に置くことをいい、実際に利用しようとする者が認識したか否かの確認までを求めるものではない。

なお、極端に小さい文字、難解な言語又は背景と同系色で表示するなど、利用しようとする者が認識することができる状態に置かれたと認められない場合は、伝達したことにはならない。

- (2) 事業者は、法第10条第2項の規定に基づき、その行うインターネット異性紹介事業を利用しようとする者に対し、法第11条の規定により児童でないことの確認を受ける際、児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達する必要がある（施行規則第4条）。

## 第11 児童でないことの確認（法第11条関係）

### 1 法第11条本文関係

- (1) 法第11条各号に掲げる場合とは、具体的には、次のとおりである。

ア 異性交際希望者にインターネット異性紹介事業のサイト等へ書き込みをさせ、そ

の書き込みを他人が閲覧できる状態に置くとき（第1号）

イ 異性交際希望者にインターネット異性紹介事業のサイト等において他人の書き込みを閲覧させるとき（第2号）

ウ インターネット異性紹介事業のサイト等において他人の書き込みを閲覧した異性交際希望者が、書き込みをした者に対して電子メール等を送ることができる状態にするとき（第3号）

エ インターネット異性紹介事業のサイト等に基づき書き込みをした異性交際希望者が、サイト等運営者からその書き込みを閲覧した者のアドレスの通知を受けるなどにより、その閲覧した者に対して電子メール等を送ることができるようにするとき（第4号）

- (2) 法第11条各号に掲げる場合については、独立して各号に掲げるようなインターネット異性紹介事業の利用形態が考えられることから、それぞれ「児童でないことを確認」する必要がある。ただし、インターネット異性紹介事業の一連の利用過程において既に児童でないことの確認が行われていると評価できる場合は、その確認を重ねて行う必要はない。

## 2 施行規則第5条関係

- (1) 法第11条本文の「国家公安委員会規則で定めるところにより」事業者が行う児童でないことの確認の方法は、施行規則第5条第1項各号に規定するとおりである。

ア 異性交際希望者から、運転免許証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し、又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受ける方法（施行規則第5条第1項第1号）

施行規則第5条第1項第1号中「運転免許証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面」とは、運転免許証のほか、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明等の、年齢又は生年月日が記載された有効な公的書籍・書類、若しくは官公庁、会社、大学等が発行する現在の在籍を証明する身分証明書で、年齢又は生年月日が記載されているものをいう。

「提示」とは、対面して提示する場合のほか、現物を郵送するなどして提示する場合を含む。また、「写しの送付」又は「画像の電磁的方法による送信」とは、コピーを郵送する方法、コピーをファクシミリで送信する方法、デジタルカメラで撮影した画像データを電子メールで送信する方法等が挙げられる。提示等を受けるべき部分は、当該書面中、当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を記載した部分並びに当該書面がいかなる種類の身分証明書であるかを判別するために必要な書面の名称及び発行者名に係る部分である。

イ マイナンバーカードを利用して異性交際希望者から生年月日に関する情報の送信

を受けることにより確認する方法（施行規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号）

(7) 署名用電子証明書による方法（施行規則第5条第1項第2号）

異性交際希望者から、署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受けるものである。

この方法によることができるのは、事業者が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。

なお、事業者が署名検証者であるためには、公的個人認証法第17条第1項各号に掲げる者である必要があるが、事業者が電子署名等確認業務委託者（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第29条第1項に規定する電子署名等確認業務委託者をいう。）である場合は、同項の特例規定により、当該事業者は公的個人認証法第17条第1項第6号に規定する主務大臣による認定を受けたものとみなされるため、必ずしも事業者自身が当該認定を受けなくともよいことに留意する必要がある（同条第1項柱書の規定に基づく地方公共団体情報システム機構に対する届出は必要）。

(イ) 利用者証明用電子証明書及び券面事項入力補助アプリケーションの併用による方法（施行規則第5条第1項第3号）

異性交際希望者から、利用者証明用電子証明書及び署名券面情報のうち、当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受けるものである。

署名券面情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第3条第1号に規定する署名券面情報をいい、具体的には、マイナンバーカードのICチップ内に記録された、マイナンバー及び基本4情報（氏名・性別・住所・生年月日）のテキストデータ並びにこれらに付与された電子署名であり、暗証番号又は照合番号Bを用いて取得することができる。

この方法によることができるのは、事業者が公的個人認証法第36条第2項に規定する利用者証明検証者である場合に限る。

なお、署名用電子証明書による方法と同様、必ずしも事業者自身が利用者証明検証者としての認定を受けなくともよいことに留意する必要がある（同条第1項の規定に基づく地方公共団体情報システム機構に対する届出は必要）。

(ロ) 券面事項入力補助アプリケーション単独による方法（施行規則第5条第1項第4号）

異性交際希望者から、署名券面情報のうち当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受けるものである。



この方法による場合、署名券面情報を読み出す際は、券面事項入力補助用の暗証番号を入力して読み出す方法に限る。

ウ クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受ける方法（施行規則第5条第1項第5号）

施行規則第5条第1項第5号中「クレジットカードを使用する方法（中略）により料金を支払う旨の同意を受ける」とは、事業者が有料でサービスを提供する場合において、クレジットカードの番号、有効期限等の提供を受け、当該クレジットカードを使用して料金を支払う旨の同意を受けることをいう。

「その他の児童が通常利用できない方法」については、児童でないことを確認する方法として、クレジットカードを利用する方法と同程度の確実性を有する方法が今後出現する場合を想定した規定である。成人向けに発行されているプリペイド式電子マネーを使用する方法により料金を支払う旨の同意を受けることについては、当該電子マネーの販売に際しクレジットカードを利用する方法と同程度の確実性を有する方法で児童でないことの確認が行われているとはいえない実態があると認められ、また、成人が購入した当該電子マネーを児童に譲渡することが容易であることから、「児童が通常利用できない方法」には当たらない。

エ あらかじめ前記ア、イ又はウに規定する方法により児童でないことの確認を受けた異性交際希望者に対し識別符号を付与し、利用の際に当該識別符号を送信させる方法（施行規則第5条第1項第6号）

施行規則第5条第1項第6号中「インターネットを利用してその送信を受けること」とは、インターネットの画面上で異性交際希望者にID及びパスワードを入力させる方法等をいい、例えば、事業者がいわゆる会員制を採り、利用者がID及びパスワードを入力しなければインターネット異性紹介事業を利用できないようにする場合がこれに当たる。

オ 事業者が前記エに規定する方法により識別符号を付与する業務を他の者に委託している場合において、異性交際希望者から送信を受けた識別符号について、当該委託を受けた者に照会すること等の方法により、その者が付したものであることを確認する方法（施行規則第5条第1項第7号）

施行規則第5条第1項第7号中「委託を受けた者に照会すること等の方法」とは、ID及びパスワードについて、委託を受けた者が付したものであることを照会する方法のほか、事業者と委託を受けた者がID及びパスワードのデータベースを共有する方法等が想定される。

第三者に委託を行う場合は、公安委員会への届出の際、施行規則第1条第3項第4号に規定する委託を受ける者に係る書類を添付しなければならない。この場合においては、公安委員会は、同号の規定により提出を受けた当該第三者に係る住民票の写し等により、施行規則第5条第2項に規定する要件を備えているか否かを判断することとなる。

施行規則第5条第2項第2号中「その他の識別符号付与業務の適正な実施を確保するため必要な事項」とは、異性交際希望者が児童でないことを確認する方法のほか、

- 児童でないことを確認した異性交際希望者に対して、ID及びパスワードを付与する方法
  - 委託者が異性交際希望者から送信を受けたID及びパスワードについて、当該ID及びパスワードが受託者の付したものであることを確認するための照会及び認証を行う方法
  - 施行規則第5条第2項第1号イからへまでに該当する者を識別符号付与業務に従事させないことを確保するために必要な事項
  - 個人情報の漏えいの防止その他の適正な情報管理に関する事項
  - 識別符号付与業務が適正に行われなかった場合の契約の解除その他の識別符号付与業務の適正な実施を確保するために必要な事項
- 等が想定される。

- (2) 施行規則第5条第3項及び第4項は、事業者から特定情報提供役務の提供を受けない異性交際希望者については、他の異性交際希望者と実際に出会うことができないことから、当該事業者が異性交際希望者に対して行う児童でないことの確認の方法は、異性交際希望者の自主申告で足りるという趣旨である。

すなわち、

ア 異性交際希望者が特定情報（異性交際希望者との異性交際希望者が出会うために指定する日時及び場所に係る情報並びに住所、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報をいう。以下同じ。）をインターネット異性紹介事業のサイト等に記載するようにする役務

イ 異性交際希望者がインターネット異性紹介事業のサイト等において、他の異性交際希望者に係る特定情報を閲覧できるようにする役務

ウ 異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して他の異性交際希望者に特定情報を伝達することができるようにする役務

のいずれについても提供を受けない場合は、事業者による当該異性交際希望者が児童でないことの確認方法は、前記(1)に掲げる方法だけでなく、

エ 異性交際希望者に対し、インターネットを利用してその年齢又は生年月日を送信するよう求め、当該年齢又は生年月日により当該異性交際希望者が児童でないことを確認する方法

オ 異性交際希望者に対し、インターネットを利用して児童でないかどうかを問い合わせ、その回答により当該異性交際希望者が児童でないことを確認する方法

のいずれかにより確認することでも足りる。

施行規則第5条第3項に該当する事業形態としては、サイト等については特定情報の書き込み及び閲覧ができないようにされており、電子メールについては特定情報を

含まない定型文によるやりとりに限られているものが想定される。

施行規則第5条第3項第1号中「異性交際希望者に対し、インターネットを利用してその年齢又は生年月日を送信するよう求め」る場合とは、事業者が、サイト等上に年齢若しくは生年月日の確認のための画面を設け、又はいわゆるプロフィール入力画面の中に年齢若しくは生年月日の欄を設けることにより、異性交際希望者に対して、その年齢又は生年月日を入力させている場合等をいう。また、異性交際希望者が、会員登録の際に自己の年齢その他のいわゆるプロフィール情報を自主申告により登録して識別符号を付与され、2回目以降の利用に際して識別符号を入力すると、あらかじめ登録した年齢又は生年月日が自動的に年齢又は生年月日の欄に入力されるような場合もこれに該当する。

施行規則第5条第3項第2号中「インターネットを利用して児童でないかどうかを問い合わせ」とは、画面上で異性交際希望者に対して「あなたは18歳以上ですか」等の質問を表示し、「はい」、「いいえ」等の回答を選択させることをいう。

### 3 法第11条ただし書関係

- (1) 書き込みを行う異性交際希望者全てについて本人確認を行っているインターネット異性紹介事業については、異性交際希望者に他人の書き込みを閲覧させる場合に、閲覧者が児童でないことの確認は不要である。
- (2) 法第11条ただし書における本人を確認する方法として国家公安委員会規則で定める方法には、異性交際希望者から当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書等の有効な公的書類・書面の提示を受けて本人確認する方法（施行規則第6条第1項第1号）のほか、
  - 事業者が署名検証者である場合において、異性交際希望者から、署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報の送信を受けて確認する方法（施行規則第6条第1項第2号）
  - 事業者が利用者証明検証者である場合において、異性交際希望者から利用者証明用電子証明書及び署名券面情報のうち当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報の送信を受けて確認する方法（施行規則第6条第1項第3号）
  - 異性交際希望者が暗証番号を入力して署名券面情報のうち当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報を取得する場合において、当該異性交際希望者から当該情報の送信を受けて確認する方法（施行規則第6条第1項第4号）
  - 当該異性交際希望者本人の名義のクレジットカード決済により料金の支払が行われる場合は、当該異性交際希望者から、住所、氏名、年齢又は生年月日及び当該クレジットカードの番号等の申出を受けるとともに当該クレジットカードが有効であることを確認する方法（施行規則第6条第1項第5号）
  - 当該異性交際希望者本人の名義の銀行口座から振替により料金の支払が行われる

場合は、当該異性交際希望者から、住所、氏名、年齢又は生年月日、口座番号等の申出を受けるとともに、当該口座が現に開設されていることを確認する方法（施行規則第6条第1項第6号）

がある。

なお、施行規則第6条第1項第1号による確認の方法では「書面の提示」に限定していることから、書面のコピーを郵送するなどの方法は認められない。

また、本人確認と児童でないことの確認は概念上別であるが、本人確認の一環として児童でないことも確認するのであれば、重ねて児童でないことの確認を行う必要はない。

## 第12 児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置（法第12条関係）

### 1 第1項関係

- (1) 「その行うインターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為が行われている」とは、事業者が提供するサービスを用いて禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達していることをいう。

- (2) 「禁止誘引行為」については、前記第6の1を参照すること。

なお、インターネット異性紹介事業のサイト等における「禁止誘引行為」の該当性の判断は、次のとおりとする。

- 「16歳～20歳の女の子で会える人いませんか」という書き込みは、児童に限定していないが、「16歳～20歳」といった場合は、児童である16歳及び17歳を明示的に含んでいることから、禁止誘引行為に該当する。
- 「20歳以下の女の子で会える人いませんか」という書き込みは、児童に限定していないが、インターネット異性紹介事業のサイト等は児童の利用が禁止されており、そのようなサイト等において「20歳以下」といった場合は、通常「18歳、19歳及び20歳」を指すと考えられることから、「20歳以下の女の子で会える人いませんか」という文言のみでは直ちに禁止誘引行為に該当するとはいえない。ただし、「18歳以下」といった場合は、文言上は18歳未満の存在を前提にしていると考えられることから、禁止誘引行為に該当する（18歳未満の存在を前提としないのならば、単に「18歳」と記載すると考えられる。）。
- 「私は女子高校生ですが、今から会える人いませんか」という書き込みは、児童に限定していないが、「自分は高校生である」旨の文言により他人を誘引する書き込みにおいては、高校生は18歳の場合もあることから、児童であることが文言上明らかとはいえないので、「高校生」という文言のみでは直ちに禁止誘引行為に該当するとはいえない。
- 児童や誘引行為を表す隠語を用いた書き込みは、書き込まれている用語について、禁止誘引行為を直接意味する用語の代わりに隠語として用いることがインターネット異性紹介事業において通用しており、又は、書き込みにおける文脈やその他の者

による書き込みの内容等から、当該用語が禁止誘引行為を直接意味する用語の代わりに隠語として用いられていることが判断できる場合は、禁止誘引行為に該当する。

- (3) 「知ったとき」とは、事業者自らが発見したときのみならず、登録誘引情報提供機関、警察等、外部からの情報提供により知ったときも該当するが、事業者が認知していない情報については、「知ったとき」に当たらず、法第12条第1項に規定する義務は課されない。

なお、事業者には、禁止誘引行為が行われていることを知るために、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる書き込みを監視する義務や外部からの情報提供を常時受け付ける体制を設ける義務までは課されていない。

- (4) 「速やかに」とは、一律に、ある時間の長さで規定できるものではないが、合理的に考えて「知ったとき」からすぐであることが必要である。
- (5) 「インターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置」（以下「公衆閲覧防止措置」という。）とは、典型的には対象となる書き込みの削除（アップロードの中止、サーバコンピュータからのデータ削除等をいう。）であるが、その他にも、ウェブページ自体の削除、書き込みの墨塗り等、公衆が閲覧することができなくなる措置であれば、いかなる措置でもよい。

## 2 第2項関係

- (1) 「禁止誘引行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為」とは、禁止誘引行為に限らず、広く児童の健全な育成に障害を及ぼす行為全般をいい、例えば、児童以外の者による売春を誘引する書き込み、児童買春若しくは淫行をあおる書き込み又はわいせつ図画等をインターネット異性紹介事業の電子掲示板に掲載する行為がこれに当たる。
- (2) 「児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置」とは、例えば、
- その行うインターネット異性紹介事業を利用して、売春に関する誘引行為又はわいせつ図画の添付その他の禁止誘引行為以外の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為が行われたことを発見した場合に、当該行為に係る書き込みを削除すること
  - 禁止誘引行為が禁止されている旨及び違反した場合は削除される旨を規約及びサイト等上に表示し、利用者の注意を喚起すること
  - 禁止誘引行為を行った利用者について、規約等に基づき利用停止措置を執ること
  - 禁止誘引行為の防止措置の対象となる書き込みを認知し、削除するための体制を整備すること
- 等が想定される。
- (3) 「努めなければならない」とされているとおり、法第12条第2項の規定に基づく措置を講じないことにより、本法の規定に基づいて刑罰を課せられたり、行政処分を受けたりすることはないが、児童の健全な育成に資するとの法の目的に照らせば、事業者が積極的にこれらの措置を講ずることが強く期待される。

## 第13 指示（法第13条及び第15条第2項第1号関係）

## 1 指示の主体

公安委員会による指示は、事業者が法令違反行為（その行うインターネット異性紹介事業に関して行われた法若しくは法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）をしたと認める場合において、当該法令違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときに行うことができることとされている。

事業者に対する指導監督は、管轄公安委員会が一元的に行うことが効果的かつ効率的であるため、指示は、法令違反行為を行った時における管轄公安委員会が行うものとする。

管轄公安委員会以外の公安委員会が事業者の法令違反行為を把握した場合は、法第17条第2項の規定に基づき、管轄公安委員会に対し、当該法令違反行為について通報することとなる。

## 2 要件

- (1) 法第13条第1項及び第15条第2項第1号中「インターネット異性紹介事業者が（中略）違反したと認める場合」とは、インターネット異性紹介事業を行う法人又は自然人が当該事業に関し、法令違反行為をしたと認める場合をいう。

したがって、事業者たる法人の代表者又は事業者の代理人、使用人その他の従業者（以下「事業者の代理人等」という。）が法令違反行為を行った場合は、原則としてこれに当たらない。ただし、事業者の代理人等が、法人に対しても義務を課していると認められる規定に違反する行為を事業に関し行った場合は、事業者が当該法令違反行為を行ったと認められることから、これに当たる。また、事業者の代理人等が事業に関し行った行為が犯罪に当たる場合で法人又は自然人に対する両罰規定が設けられているときも、これに当たる。

なお、指示の対象となる事業者については、インターネット異性紹介事業の届出をしているか否かを問わない。

- (2) 「その行うインターネット異性紹介事業に関し」とは、自己が管理し、又は従事するインターネット異性紹介事業を行うに当たってという意味であり、例えば、事業者が、次に掲げる態様で法令違反行為を行う場合が想定される。

- その行う事業の利用者を増加させる目的で行う場合
- 当該事業者と雇用関係にある者に対し行う場合
- その行う事業の利用者に対し行う場合

なお、他の事業者が行うインターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為を行うなど、当該事業者の行うインターネット異性紹介事業に関し行ったと認められない法令違反行為を行った場合は、これに当たらない。

- (3) 「この法律」とは、法のことである。ただし、努力義務を定める規定（法第3条第1項及び第3項並びに第12条第2項の規定をいう。）に違反する行為は、指示の対象とはならない。

「この法律に基づく命令」とは、法第7条（届出）、第10条（利用禁止の明示等）、

第11条（児童でないことの確認）等に基づく国家公安委員会規則等をいう。

「他の法令の規定」とは、広く法律及び命令一般の規定を指す。ただし、指示を行うことができるのは、「その行うインターネット異性紹介事業に関し」で行った違反に限られ、例えば、

- 送信者情報を偽って児童に対し事業に関する電子メールによる広告を送信した場合（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第5条違反）
  - 15歳未満の児童をその行う事業に従事させた場合（労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条違反）
  - 事業を通じて入手した児童である利用者の個人情報を第三者に提供した場合（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条違反）
- 等がこれに当たる。

- (4) 「違反したと認める場合」とは、違反したと公安委員会が判断した場合という意味であり、公安委員会の判断に一定の裁量の余地を認めたものである。

なお、法令違反行為に対して刑罰が科せられることとされている場合、当該行為について、逮捕、送致、起訴等が既になされているか否かは、当該法令違反行為の成否に影響を及ぼさない。

- (5) 「児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、例えば、自己が運営する事業を利用して禁止誘引行為が行われていることを知ったにもかかわらず公衆閲覧防止措置を執っていない場合で、
- 長期間にわたり義務違反の状況が継続されているとき
  - 以前に警告等がなされたことがあるにもかかわらず改善されていないとき
  - 一時的に違反状態は解消されたものの、当該違反の原因となった事由が残存するなど当該違反が再び行われるおそれがあるとき
- である。

一方、事業者が、自己が運営する事業を利用して禁止誘引行為が行われていることを知り公衆閲覧防止措置を執ったにもかかわらず、偶然公衆閲覧防止措置の対象から漏れた書き込みが1個残ってしまったような場合で、公衆閲覧防止措置を講ずる十分な体制が設けられているようなとき等は、法令違反の程度が小さく、警告等により指摘されれば是正される蓋然性が高く、通常「児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれ」を認めることは困難である。

### 3 指示の内容及び方法

- (1) 「児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示」としては、法令違反状態の解消のための措置、履行されなかった義務に代わる措置、将来の違反の防止のための措置等を具体的に定めて指示を行うことが必要である。具体的には、事業者が一部の利用者についてのみしか児童でないことの確認をしておらず、児童の当該事業の利用が容易な状況にあると認められるときに、当該確認を確実に行うための

体制、機器等を整備した上で全ての利用者に対して児童でないことを確認するよう命ずること等が想定される。

なお、単に「今後は法第〇条の規定を確実に遵守すること。」というような指示は望ましくない。

(2) 指示は、原則として次の要領により行うものとする。

ア 当該違反事業者に対し、法令違反行為をしたと認められる旨を通知し、必要な措置を講ずるよう警告等を行う。ただし、警告等を行うことが適当でないと認められるときは、この手続を省略することを妨げない。

イ 必要に応じ、法第16条の規定に基づく報告等の要求を行うなどして、どのような措置をどれくらいの期間内に執ることができるかを調査する。

ウ 指示は不利益処分に該当するため、これを行おうとする場合は、指示の内容を確定した後、行政手続法の規定に基づく意見陳述手続を経た後、指示の内容及びその理由を明記した、指示書（施行規則別記様式第4号）により行う（施行規則第7条）。

(3) 事業者が行った法令違反行為について事業停止命令を行う場合であっても、当該法令違反行為について指示を併せて行うことは妨げない。

#### 第14 事業の停止等（法第14条及び第15条第2項第2号関係）

##### 1 事業停止命令（法第14条第1項及び第15条第2項第2号関係）

###### (1) 事業停止命令の主体

事業停止命令は、事業者が事業停止命令対象行為（その行うインターネット異性紹介事業に関し法に規定する罪等（法に規定する罪にあつては、法第31条の罪及び同条の罪に係る法第35条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で施行令で定めるものに当たる行為をいう。以下同じ。）をしたと認めるときに行うことができるものである。

事業者に対する指導監督は、管轄公安委員会が一元的に行うことが効果的かつ効率的であるため、事業停止命令は、事業停止命令対象行為を行った時における管轄公安委員会が行うものとする。

管轄公安委員会以外の公安委員会が事業停止命令対象行為を把握した場合は、法第17条第2項の規定に基づき、管轄公安委員会に対し、当該事業停止命令対象行為について通報することとなる。

###### (2) 要件

ア 法第14条第1項及び第15条第2項第2号中「インターネット異性紹介事業者が（罪に当たる行為を）したと認めるとき」とは、インターネット異性紹介事業を行う法人又は自然人が事業停止命令対象行為をしたと認める場合をいう。

したがって、事業者の代理人等が事業停止命令対象行為とされる罪に当たる行為を行っただけでは、インターネット異性紹介事業を行う法人又は自然人が事業停止命令対象行為をしたと認めることはできず、当該罪に係る両罰規定が事業停止命令対象行為とされる罪に当たる行為の罪とされており、当該事業者にこれが適用され



るときに限り、事業停止命令を行うことができる。

なお、事業停止命令の対象となる事業者については、インターネット異性紹介事業の届出をしているか否かを問わない。

イ 「その行うインターネット異性紹介事業に関し」については、前記第13の2(2)を参照すること。

ウ 「児童の健全な育成に障害を及ぼす罪」とは、施行令第1条に規定する罪をいう。施行令第1条の規定は、事業者がインターネット異性紹介事業に関して犯すことが想定される罪のうち、児童の健全な育成に障害を及ぼすものが定められている。

エ 「(罪に当たる) 行為をしたと認めるとき」とは、(罪に当たる) 行為をしたと公安委員会が判断した場合という意味であり、公安委員会の判断に一定の裁量の余地を認めたものである。

なお、罪に当たる行為について、逮捕、送致、起訴等が既になされているか否かは、当該行為の成否に影響を及ぼさない。

### (3) 事業停止命令の内容及び方法

ア インターネット異性紹介事業の「一部の停止」を命ずることとは、事業者が行う事業の全部の停止を命ずること以外の全てを指し、具体的には、

○ 事業者が現に運営するサイト等のうち一部のサイト等について、一定期間の閉鎖を命ずること（事業停止命令の対象となるサイト等以外のサイト等の運営は認められる。）

○ 事業者が現に運営するサイト等の全てについて、一定の期間の閉鎖を命ずること（新規サイト等の開設は認められる。）

○ 新規会員の募集や電子掲示板への書き込み等、特定の事業活動のみについて、一定期間の停止を命ずること（事業停止命令の対象となる事業活動以外の活動は認められる。）

等が想定される。

イ 事業停止命令は不利益処分に該当するため、これを行おうとする場合は、行政手続法の規定に基づく意見陳述手続を経た後、命令書（施行規則別記様式第5号）により行う（施行規則第8条）。

## 2 事業廃止命令（法第14条第2項関係）

### (1) 事業廃止命令の主体

事業廃止命令は、法第8条各号（欠格事由）のいずれかに該当する者がインターネット異性紹介事業を行っているときに行うものである。

事業者に対する指導監督は、管轄公安委員会が一元的に行うことが効果的かつ効率的であるため、事業廃止命令は管轄公安委員会が行うものとする。

したがって、事業者が欠格事由のいずれかに該当することが判明してから、事業廃止命令を行うまでの間に、当該事業者が事業の本拠となる事務所の所在地を他の公安委員会の管轄区域内に変更した場合は、行政手続法の規定に基づく意見陳述手続の実

施状況にかかわらず、新管轄公安委員会が事業廃止命令を行うこととなる。

(2) 要件

事業廃止命令の対象となる事業者については、インターネット異性紹介事業の届出をしているか否かを問わない。

(3) 事業廃止命令の方法

事業廃止命令は不利益処分に該当するため、これを行おうとする場合は、行政手続法の規定に基づく意見陳述手続を経た後、命令書により行う（施行規則第8条）。

第15 処分移送通知（法第15条関係）

1 処分庁の原則

指示又は事業停止命令（以下「処分」という。）を行う公安委員会は、原則として、法令違反行為又は事業停止命令対象行為が行われた時における管轄公安委員会（以下「行為時管轄公安委員会」という。）である（法第13条及び第14条第1項）。

2 処分移送通知

事業者が、法令違反行為又は事業停止命令対象行為を行った後に事業の本拠となる事務所の所在地を他の公安委員会の管轄区域内に変更した場合は、行政手続法の規定に基づく意見陳述手続の便宜も考慮して、行為時管轄公安委員会は、新管轄公安委員会に処分移送通知書（施行規則別記様式第6号）を送付し（施行規則第9条）、新管轄公安委員会が処分を行うこととする。ただし、行為時管轄公安委員会が意見陳述手続を終了した後に当該事業者が事業の本拠となる事務所の所在地を他の公安委員会の管轄区域内に変更した場合は、前記1の原則どおり、行為時管轄公安委員会が処分を行うこととする（法第15条第1項及び第2項）。

第16 報告又は資料の提出（法第16条関係）

1 報告又は資料の提出の内容

「報告又は資料の提出を求める」事項としては、具体的には、法の規定の遵守状況を把握し、又は法第13条及び第14条の規定に基づき行政処分を行うに当たって、どのような処分を行うべきかを的確に判断するため、

○ 法第10条第1項に規定する広告又は宣伝を行う際の児童による利用の禁止の明示の実施状況

○ 法第11条に規定する異性交際希望者が児童でないことの確認方法

○ 法第12条第1項に規定する禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の公衆閲覧防止措置の実施状況

等について報告を求めること又は

○ 過去に行った広告又は宣伝に係る児童による利用の禁止の明示状況に関する資料

○ 過去に禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報について公衆閲覧防止措置を執った際の記録

等について資料の提出を求めることが想定される。

なお、報告又は資料の提出の要求は、法第7条から第15条まで（法第12条第2項を除

く。)の規定の施行に必要な限度で行うことができるとされている。

## 2 報告又は資料の提出を求める方法

法第16条の規定に基づく報告又は資料の提出の要求は、報告等要求書（施行規則別記様式第7号）により行う（施行規則第10条）。

## 第17 国家公安委員会への報告等（法第17条関係）

### 1 第1項関係

事業者に対する必要な規制が的確に行われるためには、届出の受理又は処分に関する情報を各公安委員会が共有する必要がある。そこで、各公安委員会は、届出を受けた場合又は指示若しくは事業停止命令を行った場合は、施行規則第11条第1項に規定する事項を国家公安委員会に報告し、国家公安委員会は、これらの情報を各公安委員会に通報することとされている。

### 2 第2項関係

住民の通報、犯罪捜査等を通じて、管轄公安委員会以外の公安委員会が、法令違反行為若しくは事業停止命令対象行為又は指示若しくは事業停止命令に違反する行為を認知した場合は、管轄公安委員会による規制が適切かつ迅速に行われるよう、当該行為を認知した公安委員会から、直接、管轄公安委員会に対し、施行規則第11条第2項に規定する事項を通報することとされている。

## 第18 登録誘引情報提供機関の登録（法第18条関係）

### 1 第1項関係

(1) 「禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報」については、法第12条第1項の「禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報」と同義である。

(2) 「収集し」とは、自らが能動的に情報を探し集めることのみならず、連絡先等を公表し、一般のインターネット利用者から寄せられる情報を集めることも含まれる。

(3) 「提供する業務」は、有償無償を問わない。

### 2 第2項関係

登録の申請は、「国家公安委員会規則で定めるところにより」行うこととされており、施行規則第12条においては、次のとおり定められている。

(1) 登録の申請は、登録申請書（施行規則別記様式第8号）により行うこと。

(2) 登録申請書には次に掲げる書類を添付すること。

ア 登録を受けようとする者が個人である場合は住民票の写し（申請者の本籍記載のものに限る。）等。登録を受けようとする者が法人である場合は定款、登記事項証明書等

イ 法第18条第4項第1号イ又はロのいずれかに該当する者の氏名及び略歴を記載した書類

ウ 誘引情報提供業務を行う部門に置かれる専任の管理者の氏名を記載した書類

エ 誘引情報提供業務の適正な実施の方法に関する事項を記載した業務方法書等

オ 登録を受けようとする者が欠格事由に該当しないことを誓約する書面

カ 登録を受けようとする者が誘引情報提供業務を適正かつ確実に行うことができることを確認するため参考となるべき事項を記載した書類（例えば、申請者がこれまで誘引情報提供業務を行ってきたことを証する書類が想定される。ただし、「参考となるべき事項」がない場合は、これを「記載した書類」が添付されなくともよい。）

### 3 第4項関係

(1) 国家公安委員会は、登録の申請をした者が法第18条第4項各号に掲げる要件の全てに適合し、かつ、同条第3項各号に掲げる者のいずれにも該当しないときは、登録をしなければならない。したがって、例えば、

○ 営利活動として誘引情報提供業務を行う者

○ 特定の事業者から委託を受けて当該特定のインターネット異性紹介事業についてのみ誘引情報提供業務を行う者

であっても登録を受けることができる。

(2) 第1号イ中「一般教養科目」とは、各大学が行っている一般的な教養に関する科目をいう。

(3) 第1号ロ中「同等以上の知識及び経験を有する者」としては、例えば、第1号イに規定する学校と同程度の外国の学校を卒業し、又は所定の課程を修了した者が想定される。

(4) 第2号イ中「専任の管理者」とは、誘引情報提供業務を行う部門に専従して当該業務を管理する者をいう。したがって、誘引情報提供業務以外の業務を行う部分の管理を併せて行う者は、これに当たらない。

(5) 第2号ロ中「誘引情報提供業務の適正な実施の確保に関する業務方法書その他の文書」とは、例えば、禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の判断基準、事業者に情報を提供する場合の手順等を定めた文書である。

### 4 第6項関係

「国家公安委員会規則で定めるところにより」とは、登録事項変更届出書（施行規則別記様式第9号）を提出することにより行う（施行規則第13条）ことをいう。

### 第19 表示の制限（法第19条関係）

本条の趣旨は、法第18条第1項の登録を受けていない者が誘引情報提供業務を行うことは妨げられないが、その者が当該業務を行うに際しては、登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないということである。

### 第20 情報提供（法第20条関係）

#### 1 総論

(1) 「求めに応じ」とは、国家公安委員会又は公安委員会は、登録誘引情報提供機関からの求めがない場合についてまで情報を提供する必要はないという意味である。

(2) 「誘引情報提供業務を適正に行うために必要な限度において」とは、必要性が認められる場合にのみ、必要性が認められる範囲で情報を提供することができるという意

味であり、国家公安委員会又は公安委員会は、登録誘引情報提供機関の求めに応じ、

○ 全てのインターネット異性紹介事業を対象として誘引情報提供業務を行う登録誘引情報提供機関に対しては、国家公安委員会又は公安委員会が把握している全てのインターネット異性紹介事業に係る必要な情報

○ 特定のインターネット異性紹介事業のみを対象として誘引情報提供業務を行う登録誘引情報提供機関に対しては、国家公安委員会又は公安委員会が把握している情報のうち、当該登録誘引情報提供機関が行う誘引情報提供業務の対象となるインターネット異性紹介事業に係る必要な情報

を提供することができる。したがって、登録誘引情報提供機関が誘引情報提供業務の対象としていない事業者に関する情報について求めがあった場合等、情報提供の必要性が認められないような場合は、情報提供は行わない。

## 2 提供する情報の内容

国家公安委員会又は公安委員会から登録誘引情報提供機関への情報の提供は、「誘引情報提供業務を適正に行うために必要な限度において」行われるものであることから、通常は、事業者の氏名又は名称（法第7条第1項第1号）、当該事業を示すものとして使用する呼称（同項第2号）及び連絡先（同項第4号）が提供されれば、円滑な誘引情報提供業務が期待できると考えられる。

しかし、例えば、登録誘引情報提供機関が内容証明郵便により事業者に通知を行うこととしている場合等には、事業の本拠となる事務所の所在地（同項第3号）又は事業者の住所（同項第1号）の提供が必要となることもあり得る。

### 第21 誘引情報提供業務の方法（法第21条関係）

「国家公安委員会規則で定める基準」とは、次に掲げるものである（施行規則第14条）。

ア 誘引情報提供業務に用いる通信端末機器の機能に支障が生じた場合において、速やかに、当該支障を除去するための措置を講ずること。

イ 法第18条第4項第1号イ又はロのいずれかに該当する者が業務時間中、常時誘引情報提供業務に従事すること。

ウ 誘引情報提供業務が専任の管理者の管理の下で行われること。

エ 誘引情報提供業務の適正な実施の方法に関する事項を記載した業務方法書等に記載された事項に従って誘引情報提供業務を実施すること。

オ 事業者が情報を提供する場合は、提供した日時、当該情報の内容及び当該情報が掲載されているサイト等のURLの記録を作成し、1年間保存すること。

カ 誘引情報提供業務に関して知り得た情報を、正当な理由なく、誘引情報提供業務の用に供する目的以外に利用しないこと。

### 第22 秘密保持義務（法第22条関係）

ア 「役員」については、前記第7の1(9)を参照すること。

イ 「誘引情報提供業務に関して知り得た秘密」としては、例えば、

○ 国家公安委員会又は公安委員会から提供される事業者の連絡先等の情報

○ 業として誘引情報提供業務を行うことにより把握され得るインターネット異性紹介事業で書き込みを行った者に関する情報

○ 登録誘引情報提供機関に情報を提供した一般のインターネット利用者の連絡先等の情報

等が想定される。

ウ 本条の秘密保持義務違反に該当しない場合であっても、誘引情報提供業務に関して知り得た情報を、正当な理由なく、誘引情報提供業務の用に供する目的以外に利用することは、誘引情報提供業務の実施基準に適合しないこととなる（法第21条及び施行規則第14条第6号）。

#### 第23 業務の休廃止（法第23条関係）

##### 1 第1項関係

「国家公安委員会規則で定めるところにより」とは、誘引情報提供業務休廃止届出書（施行規則別記様式第10号）を提出することである（施行規則第15条）。

##### 2 第2項関係

本項は、廃止届出があったときに登録の効力が失われることを明らかにしたものである。

#### 第24 改善命令（法第24条関係）

登録誘引情報提供機関に対する改善命令は不利益処分に該当するため、これを行おうとする場合は、行政手続法の規定に基づく意見陳述手続を経た後、改善命令書（施行規則別記様式第11号）により行うものとする（施行規則第16条）。

#### 第25 登録の取消し（法第25条関係）

登録誘引情報提供機関に対する登録の取消しは不利益処分に該当するため、これを行おうとする場合は、行政手続法の規定に基づく意見陳述手続を経た後に行い、登録取消しの通知は、登録取消通知書（施行規則別記様式第12号）により行うものとする（施行規則第17条）。

#### 第26 報告又は資料の提出（法第26条関係）

登録誘引情報提供機関に対する報告又は資料の提出は、報告等要求書（施行規則別記様式第13号）により求めるものとする（施行規則第18条）。

また、登録誘引情報提供機関は、3月ごとに、その期間内に事業者提供した情報の件数その他の誘引情報提供業務の実施状況を、遅滞なく、国家公安委員会に報告しなければならない（施行規則第19条）。「その他の誘引情報提供業務の実施状況」としては、情報提供に対する事業者の対応状況等が想定される。

#### 第27 公示等（法第27条関係）

登録誘引情報提供機関が一般のインターネット利用者から情報を収集したり、事業者が登録誘引情報提供機関から提供された情報を基に公衆閲覧防止措置を講じたりすることを期待するためには、登録誘引情報提供機関に対する国民一般の信頼性が確保されている必要がある。

そこで、登録をしたとき、変更届がなされたとき等一定の場合には、国家公安委員会が官報公示及びインターネットの利用その他の方法により一定の事項を公表して、国民に周知することとされている。

#### 第28 方面公安委員会への権限の委任（法第28条及び施行令第2条関係）

施行令第2条の規定により、道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行うこととされている。

したがって、例えば、法に規定する届出について、当該届出に係る事業の本拠となる事務所が札幌方面以外の方面公安委員会の管轄区域内にある場合は、当該方面公安委員会に対して行うこととなる。

#### 附 則

この基準は、令和8年5月29日から施行する。